



9月24日6時30分公表

令和4年9月24日
内閣府（防災担当）

令和4年台風第15号に伴う災害にかかる 災害救助法の適用について

1. 災害の概要

令和4年台風第15号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、静岡県は23市町に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【静岡県】 静岡市 （しずおかし） 浜松市 （はまつし） 沼津市 （ぬまづし） 三島市 （みしまし） 富士宮市 （ふじのみやし） 島田市 （しまだし） 富士市 （ふじし） 磐田市 （いわたし） 焼津市 （やいづし） 掛川市 （かけがわし） 藤枝市 （ふじえだし） 御殿場市 （ごてんばし） 袋井市 （ふくろいし） 裾野市 （すそのし）	9月23日	令和4年台風第15号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
湖西市 (こさいし) 御前崎市 (おまえざきし) 菊川市 (きくがわし) 牧之原市 (まきのはらし) 駿東郡清水町 (すんとうぐんしみずちょう) 駿東郡長泉町 (すんとうぐんながいずみちょう) 榛原郡吉田町 (はいばらぐんよしだちょう) 榛原郡川根本町 (はいばらぐんかわねほんちょう) 周智郡森町 (しゅうちぐんもりまち)			

2. これまでにとられた措置

- ・ 避難所の設置 等

本件問合せ先
 内閣府政策統括官（防災担当）付
 参事官（被災者生活再建担当）付
 阿部、安東、齋藤、高橋、富田、佐々木
 TEL 03-5253-2111（内線51276）
 03-3503-9394（直通）